

【交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部】

愛媛県自転車乗車用ヘルメット着用推進事業所等登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県自転車乗車用ヘルメット着用推進事業所等登録制度（以下「着用推進事業所等登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ヘルメット着用推進活動」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 自転車乗車用ヘルメット着用を含む自転車安全利用に関する次のアからウまでの活動
  - ア 内規等の制定
  - イ 従業員、会員等に対する教育の実施
  - ウ 広報啓発の実施
- (2) 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部や愛媛県警察等が実施する自転車乗車用ヘルメット着用をはじめとする自転車安全利用に関する啓発活動への協力
- (3) 従業員、会員等のヘルメット着用率の調査等自転車乗車用ヘルメットの着用を促進する上で必要と認められる活動

(登録の申請)

第3条 愛媛県自転車乗車用ヘルメット着用推進事業所等（以下「着用推進事業所等」という。）としての登録を受けようとする事業所等は、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長（県知事。以下「本部長」という。）に愛媛県自転車乗車用ヘルメット着用推進事業所等登録申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

(登録基準)

第4条 本部長は、前条の規定による申請について、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、着用推進事業所等として登録を行うものとする。

- (1) 愛媛県内に所在する事業所その他の団体であること。
- (2) 通勤若しくは業務として自転車を利用する従業員を擁している事業所又は自転車を利用する者が所属する団体であること。
- (3) ヘルメット着用宣言を実施していること。
- (4) ヘルメット着用推進活動のいずれかを実施するか、又は既に実施していること。

2 前項の規定にかかわらず、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部ヘルメット着用モデル事業所の指定を受けた事業所は、着用推進事業所等として登録することができるものとする。

(登録)

第5条 本部長は、着用推進事業所等として登録したときは、当該事業所等に登録証(様式第2号)を交付するものとする。

(責務)

第6条 着用推進事業所等は、通勤若しくは業務として自転車を利用する従業員又は自転車を利用する団体の構成員のヘルメット着用率100%の達成に努めなければならない。

(支援)

第7条 着用推進事業所等がヘルメット着用推進活動を実施する場合において、当該着用推進事業所等から要請があったときは、県は、安全教育に関する講師の紹介や広報啓発活動における資料の提供等必要な支援を行うものとする。

(報告)

第8条 着用推進事業所等は、本部長に対し、毎年度、ヘルメット着用推進活動の実施状況等の報告を行うよう努めるものとする。

(表彰)

第9条 本部長は、前条の報告に基づき、ヘルメット着用推進活動が活発であるなど、自転車安全利用の促進に顕著な功績があると認めたときは、着用推進事業所等を表彰することができる。

(有効期間)

第10条 登録証の有効期間は、登録の日から1年間とし、期間の満了の1か月前までに終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(指定の取消)

第 11 条 本部長は、着用推進事業所等が第 4 条第 1 項各号に掲げる基準に該当しなくなったとき、その他着用推進事業所等としてふさわしくないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(公表)

第 12 条 本部長は、着用推進事業所等の名称及び活動内容について、愛媛県のホームページや広報紙等で公表するものとする。

(事務局)

第 13 条 着用推進事業所等登録制度の運営に関する事務局は、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課に置く。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 10 日から施行する。

様式第 1 号

愛媛県自転車乗車用ヘルメット着用推進事業所等登録申請書

様式第 2 号

登録証